

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第20号

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(ふぐ処理業者の遵守すべき事項)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次号に該当する場合を除き、除去した有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、<u>処理により生じた廃棄物専用である旨を表示した施錠できる不浸透性の容器</u>に入れて保管し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。</p> <p>(6) 除去した有毒部位を塩蔵の原料に用いる場合は、当該有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、<u>有毒部位ごとに、それぞれ塩蔵の原料専用である旨を表示した施錠できる不浸透性の容器</u>に入れて保管し、ふぐ処理施設以外の場所に持ち出さないこと。</p> <p>(試験)</p> <p>第24条 条例第25条の試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（第13号様式）に<u>写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）</u>を添付して、保健所長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第1号様式（第5条、第7条関係） (表面)</p> <p>略</p>	<p>(ふぐ処理業者の遵守すべき事項)</p> <p>第16条 条例第12条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次号に該当する場合を除き、除去した有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、<u>条例第6条第1項第7号ウに規定する容器</u>に入れて保管し、衛生上の危害が生じない方法により処分すること。</p> <p>(6) 除去した有毒部位を塩蔵の原料に用いる場合は、当該有毒部位を他の食品又は廃棄物と接触させないよう、<u>条例第6条第1項第7号エに規定する容器</u>に入れて保管し、ふぐ処理施設以外の場所に持ち出さないこと。</p> <p>(試験)</p> <p>第24条 条例第25条の試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書（第13号様式）に<u>次に掲げる書類</u>を添付して、保健所長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第26条各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類</u></p> <p>(2) <u>写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦11センチメートル、横8センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第1号様式（第5条、第7条関係） (表面)</p> <p>略</p>

(裏面)

ふぐ処理施設に 置かれる専任の ふぐ処理師	氏 名	免許の番号	修了証の番号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
ふぐ処理業を営 もうとする者の 欠格事項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無	
	2 ふぐ処理業者で法人であるものが香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのふぐ処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者	有・無	
	3 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定によりふぐ処理業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無	
	4 香川県ふぐの処理等に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無	
	5 法人でその役員のうちに1から4までのいずれかに該当する者があるもの	有・無	
	6 当該ふぐ処理業を営むに当たって必要とされる食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可を受けていない者	有・無	

- 注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 ふぐ処理業の区分の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 ふぐ処理施設の登録番号の欄は、登録の更新の申請をする場合に記載してください。
- 4 ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師の修了証の番号の欄は、修了証の交付を受けている場合に記載してください。
- 5 ふぐ処理業を営もうとする者の欠格事項の欄は、登録の申請をする場合に該当するものを○で囲んでください。
- 6 登録の申請をする場合は、次の書類を添付してください。
- (1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面
 - (2) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書
 - (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の同条例第20条第1項のふぐ処理師免許証の写し及び特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあっては、その者の同条例第28条第2項の修了証の写し

(裏面)

ふぐ処理施設に 置かれる専任の ふぐ処理師	氏 名	免許の番号	修了証の番号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
		第 号	第 号
ふぐ処理業を営 もうとする者の 欠格事項	1 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無	
	2 ふぐ処理業者で法人であるものが香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのふぐ処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者	有・無	
	3 香川県ふぐの処理等に関する条例第14条第1項の規定によりふぐ処理業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無	
	4 香川県ふぐの処理等に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無	
	5 法人でその役員のうちに1から4までのいずれかに該当する者があるもの	有・無	

- 注1 欄内に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 ふぐ処理業の区分の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 ふぐ処理施設の登録番号の欄は、登録の更新の申請をする場合に記載してください。
- 4 ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師の修了証の番号の欄は、修了証の交付を受けている場合に記載してください。
- 5 ふぐ処理業を営もうとする者の欠格事項の欄は、登録の申請をする場合に該当するものを○で囲んでください。
- 6 登録の申請をする場合は、次の書類を添付してください。
- (1) ふぐ処理施設の構造を記載した図面
 - (2) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書
 - (3) 香川県ふぐの処理等に関する条例第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の同条例第20条第1項のふぐ処理師免許証の写し及び特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあっては、その者の同条例第28条第2項の修了証の写し

第2号様式 (第6条関係)

ふぐ処理業者登録簿 (日本産業規格A列4番)

ふぐ処理業の区分	<input type="checkbox"/> 一般ふぐ処理業 <input type="checkbox"/> 特別ふぐ処理業	登録年月日	年 月 日	
登録番号		廃止年月日	年 月 日	
ふぐ処理業者	住所			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	代表者以外の役員の氏名 (法人の場合)			
ふぐ処理施設	所在地			
	名称			
ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師	氏名	免許の番号	修了証の番号	
登録の有効期間	登録証の再交付又は訂正			
	年 月 日	年 月 日	理由等	
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可	営業の種類			
	許可番号			
	有効期間	年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
年 月 日		年 月 日		
備考				

第2号様式 (第6条関係)

ふぐ処理業者登録簿 (日本産業規格A列4番)

ふぐ処理業の区分	<input type="checkbox"/> 一般ふぐ処理業・特別ふぐ処理業	登録年月日	年 月 日
登録番号		廃止年月日	年 月 日
ふぐ処理業者	住所		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	代表者以外の役員の氏名 (法人の場合)		
ふぐ処理施設	所在地		
	名称		
ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師	氏名	免許の番号	修了証の番号
登録の有効期間	登録証の再交付又は訂正		
	年 月 日	年 月 日	理由等
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
備考			

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。